

経済安全保障の取り組みについて

2026年3月

東北経済産業局 総務企画部 国際課

1. 「経済安全保障」に係る社会的要請

- 各国は国力増大のため、「経済安全保障」の切り口で施策強化
- 「**自律性の向上**」「**優位性・不可欠性の確保**」等の観点からの取組強化が重要



2. 経済安全保障推進法の施行（22年8月）



3. 「産業・技術基盤強化アクションプラン」の策定（23年10月～）

- 経済安全保障に関する**官民連携**を推進するための**指針**として、**経産省主導**で産学の意見を聞く有識者会議の枠組みを構築
- **国際連携・官民連携**と**経済インテリジェンスを強化**しながら、**産業支援策**及び**産業防衛策**を**有機的に組み合わせて**、具体的取組を実施するために**アクションプラン**を整理。

産業支援策
(Promotion)

- ◆ 設備投資支援
- ◆ 研究開発支援 等

産業防衛策
(Protection)

- ◆ 輸出管理
- ◆ 投資管理 等

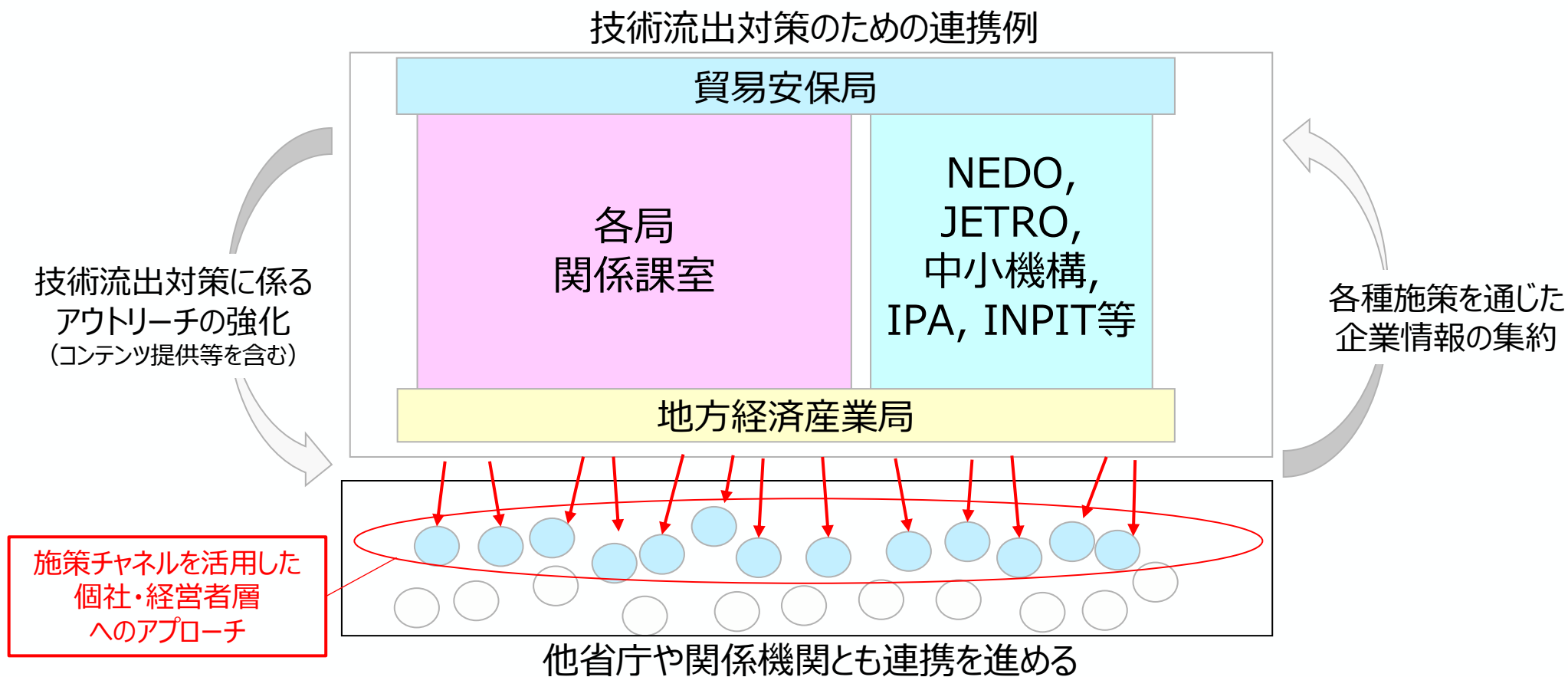
国際連携・官民連携
(Partnership)

- ◆ 同志国連携
- ◆ 官民戦略対話 等

技術流出対策アウトリーチ（令和7年度の取組）

技術流出対策の強化に向けたアウトリーチ活動の強化

- 技術流出対策は、各企業が、技術管理の重要性を理解し、主体的に取り組むことが必要。各企業の取組を促進するため、参考となるコンテンツの充実を図る。
- 産業界全般に対する広範な働きかけに留まらず、個社、特に中堅・中小企業の場合には経営者層へのきめ細かいアプローチが重要。
- 経済産業省の関係部局と連携しつつ、独立行政法人、関係団体、他省庁、他機関等が有するチャンネルも活用し、地域の中堅・中小企業に対するアウトリーチを強化する。



技術流出対策に係る取組について（広範なアウトリーチ）

- 多くの企業に意識喚起する観点から、**地域企業や支援者等が集まる既存の会合や大学・企業訪問等の機会を活用**
- 技術流出リスクと対策の必要性についての理解促進、意識付けが一義的な目的
- 東北局においては特に、大学・企業等に際しては、**NEDO研究開発予算等のご紹介とともにアウトリーチ**

既存の会合等の機会を活用 業界団体、NW組織、支援機関等向け



- 8/4 中堅企業等合同施策説明会**
(オンライン)
・中堅・中小、金融機関等 80名超が参加
・講師：当局

- 6/12 東北地域産業技術連携推進会議**
・東北各県・公設試、産総研、NITE等出席
・講師：当局

- 10/24 東北地域大学輸出管理ネットワーク会議**
・東北管内22大学
・講師：経済産業省、宮城県警



- 12/15 安全保障貿易管理等説明会**
・管内中小企業等 48社
・講師：当局、東北財務局

- 6/18 第1回 T-Seeds会員企業間交流会**
・T-Seeds会員企業・機関 78名が出席
・講師：経済産業省

などを実施

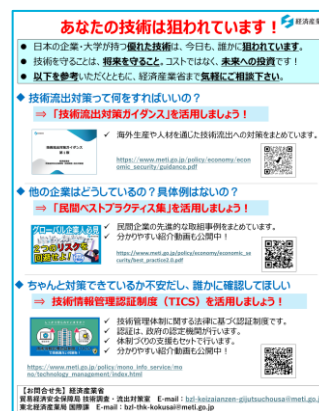
大学・企業等への訪問機会を活用 局内職員向け研修も実施



- 8/4 局職員向け技術流出対策研修**
・48名参加（オンライン含） 満足度87%
・講師：経済産業省

※以下、パイロットPjメンバー対応中心に記載

啓発チラシ等活用



- <大学・企業等訪問>**
(NEDOデスク東北担当・関係課も適宜同行)
・大学：東北大、弘前大、日大工学部（郡山）、秋田大、慶応大先端生命研(鶴岡) 他
・企業：随時実施

- <関係機関等との意見交換>**
・東北財務局、東北公安調査局、中小機構・T-Biz、東北大THVP、郡山テクノポリス、宮城県新産課、秋田銀行、スパークル（VC） 他

経済安全保障、技術流出対策に関する施策例

(1) 官民対話による技術管理対話スキーム

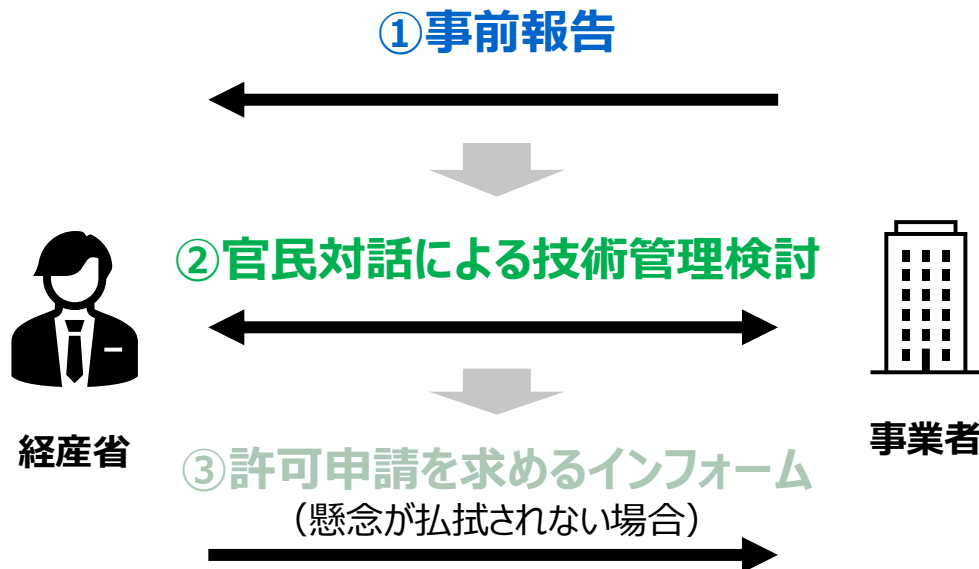
技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある。

このため、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく事前報告制度を設け、これを端緒として官民が確実に対話する。

技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的。技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もあるが、原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決を目指す。

事前報告対象として、現在 19 技術を指定。

<スキーム概要>



事前報告の対象技術	
①積層セラミックコンデンサ (MLCC)	⑪磁気センサー
②SAW及びBAWフィルタ	⑫スポンジチタン
③電解銅箔	⑬正負極バインダ
④誘電体フィルム	⑭固体電解質
⑤チタン酸バリウム	⑮セパレータ製造装置
⑥炭素繊維	⑯量子ドット
⑦炭化ケイ素繊維	⑰TADF材料 (有機EL次世代発光材料)
⑧フォトレジスト	⑱位相差フィルム
⑨非鉄金属ターゲット材	⑲軟性内視鏡
⑩走査型/透過型電子顕微鏡 (SEM/TEM)	

(2) 民間の好事例の横展開① 民間ベストプラクティス集

- 産業界の経済安全保障に対する意識は徐々に高まっているものの、大企業を含め、具体的に何をすればよいか分からないとの声。
- このため、民間の好事例の横展開を目指し、「民間ベストプラクティス集」を策定（令和5年10月）。
- 現在、民間ベストプラクティス集第2.0版を公開中。

【民間ベストプラクティス集】

経済産業省
経済安全保障上の課題への対応
(民間ベストプラクティス集)
—第2.0版—
経済産業省
貿易経済安全保障局
技術調査・流出対策室

経済安全保障 ベストプラクティス事例
2025年3月追加 10/20 最終編成

1. 経営層の経済安全保障リスクリテラシー強化

- 経済安全保障という言葉は浸透しつつあるが、事業活動への影響についての理解が及ばず、対策が不十分な企業も存在。
- とりわけ経営層及びミドルマネジメント層が経済安全保障の重要性を理解していないことが原因の一つ。
- 情報の継続的なインプットと、自分事として考える機会を設けることで、日常業務において直面する経済安全保障関連リスクへの感度を向上させることが重要。

A社の例（食品）
インテリジェンス活動として①ワシントンDCCに事務所を設置、②海外シンクタンクやコンサルティング会社と連携した最新の動向の把握を実施。
上記活動で得られた情報を基に、本社インテリジェンス担当が経営層向けに国際情勢や制裁リスク等に関するレポートを適宜配信している。

B社の例（機械）
経済安全保障に知見のある外部有識者を顧問として招聘し、経済安全保障への対応をテーマとして各事業部門の責任者との1-on-1ミーティングを設定。
各事業部門の責任者は、経済安全保障の影響を自分事として思考し、論じる機会を通じて、普段の業務においても経済安全保障のリスクについて意識するようになった。

経営層のリスクリテラシー強化の実施概要

- 経済安全保障とは何か？
- 経済安全保障はどのくらい重要か？
- どうすれば経済安全保障リスクを軽減できるか？

経営層
ミドルマネジメント層
社内組織
外部有識者

情報提供
(重要トピックを絞って)
検討機会提供
(1on1/MTG等)

想定されるリスク / 事象	体制構築 リスクに対する戦略・体制等を整備する	特定 リスクの所在・大きさを理解・把握する
技術流出のリスク	I 経済安全保障上の課題に対応するための組織体制の構築 ● 意識醸成 ● 体制整備	II 技術 ● 技術の区分 ● 人員配置の工夫 ● 接触リスク分析 ● 防止策（取引先等）
サプライチェーンのリスク	III サプライチェーンリスクへの対策 ● 供給網の可視化 ● リスク分析 ● 防止策（サイバー） ● 防止策（制裁・紛争等）	

◆ YouTubeで紹介動画を公開中！



アクセスはこちら

<https://www.youtube.com/watch?v=pII5RygY0I8>



◆ 民間ベストプラクティス集の詳細はウェブページをご覧ください

https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/index.html

(3) 民間の好事例の横展開② 技術流出対策ガイドンス

- ベストプラクティス集を部分的に発展させ、ビジネスシーンに応じた拡充・体系化を図るべく、企業ヒアリングや、産業界・労組・学識経験者等による研究会での議論を踏まえ、「**技術流出対策ガイドンス**」を策定（令和7年5月）。
- 本ガイドンスは、企業に**義務を課すものではなく、選択肢を示すもの**。完璧な対策はないことを前提に、最大限の努力を促す。今後、技術流出対策について**官民対話を行う際に活用**する。
- 第1版では、「**生産拠点の海外進出に伴う技術流出**」と、「**人を通じた技術流出**」に焦点を絞っている。今後、「**共同研究等の連携に伴う技術流出**」など、**継続的に改訂・拡充**を図る。


【民間ベストプラクティス集】

想定されるリスク／事象	体制構築 リスクに対する戦略・体制等を整備する	特定 リスクの所在・大きさ等を理解・把握する	対処 リスクの顕在化に備えて影響を回避・軽減・移転する
技術流出のリスク	I 経済安全保障上の課題に対応するための組織体制の構築	II 技術流出の対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術の区分 ● 人員配置の工夫 ● 接触リスク分析 ● 防止策（従業員） ● 防止策（退職者） ● 防止策（取引先等）
サプライチェーンのリスク	<ul style="list-style-type: none"> ● 意識醸成 ● 体制整備 	III サプライチェーンリスクへの対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 供給網の可視化 ● リスク分析 ● 防止策（サイバー） ● 防止策（制裁・紛争等）

拡充・体系化

【技術流出対策ガイドンス】

目次



経済産業省

技術流出対策ガイドンス 第1版

経済産業省
貿易経済安全保障局 技術調査・流出対策室

第1章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策 1. 計画前・計画段階において取り組むべき事項

1. ① コア技術の特定

- 生産拠点の海外進出を検討する際に、どの範囲で技術提供するかは、経営戦略上の重要な判断。輸出管理の対象技術に留まらず、**自社の重要技術（コア技術）を安易に海外に移転しない**。経営戦略上、**海外に移転すると判断する場合は、技術流出対策の一層の徹底が必要**。流出対策に自信が持てないまま**短期的な利益を追求すると、長期的には競争力を失うこと**に繋がりがねない。
- いずれの方針を取るにしても、**正しくコア技術特定することが前提**。これを誤れば、**意図しない技術流出を招き、ビジネスを毀損してしまうおそれもある**。

対応策の例

① **自社の競争力の源泉が何であるかを改めて確認する**

- 自社の強みのどのような点が市場において評価されているかを確認する。
- その上で、当該競争力は、どのような重要技術によって実現されているかを分析し、コア技術として特定する。
- 当該プロセスに、現場の技術者も関与させることで、組織全体の意識啓発に繋がることも期待できる。

② **コア技術の優位性・重要性を確認する**

- 輸出管理の対象であるか取付らず、優位性や重要性が高いコア技術は、特に取扱いやすいことを確認する。
- 特定されたコア技術が、他企業、特に進出先の国において容易に開発されうる技術であるか否かを確認する。併せて、市場における将来性やサプライチェーン上の重要性・不可欠性（フォークポイントとなる技術・無二の強みの）を確認する。また、自社が当該技術を開発するに至る経緯（研下した労力や費用、技術開発に至る研究開発活動の強固性など）の確認も有効である。

③ **コア技術が、どの様に存在しているかを確認する**

- コア技術が、どこに、どのような形態で存在するかにより、自らが競争力を強化していく。設計・開発、製造・生産、販売・流通、サービス、カスタマイズした製品開発に依存しているかなどを確認する。また、コア技術の存在する形態に応じて、当該技術に依存する立場にある関係者の職域や役割を確認する。

第2章 人を通じた技術流出への対策

0 技術流出事例

- 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
- 2 技術流出した場合に取り組むべき事項
- 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項
- 4 その他の取組事項

参考資料 技術流出対策チェックリスト

(参考) 技術流出対策ガイドンス第1版の構成

- 第1版は、技術管理スキームにおける官民対話での活用も視野に入れ「**生産拠点の海外進出に伴う技術流出**」に加え、特に産業界のニーズが高い「**人を通じた技術流出**」に焦点を絞った内容としていた。
- 企業の経営層の関心を引くための**失敗事例**や警戒すべき典型的ケース、実務層が活用しやすい**具体的対策例**や対応状況を包括的に確認するための**チェックリスト**等を盛り込んでいる。

目次

第0章 はじめに

- 1 本ガイドンスの目的等
- 2 意図せざる技術流出が生じうるケース

第1章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
 - 1 計画前・計画段階において取り組むべき事項
 - 2 契約締結時に取り組むべき事項
 - 3 海外事業の実施段階において取り組むべき事項
 - 4 撤退・契約終了時に取り組むべき事項
 - 5 その他の取組事項

第2章 人を通じた技術流出への対策

- 0 技術流出事例
 - 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
 - 2 技術流出した場合に取り組むべき事項
 - 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項
 - 4 その他の取組事項

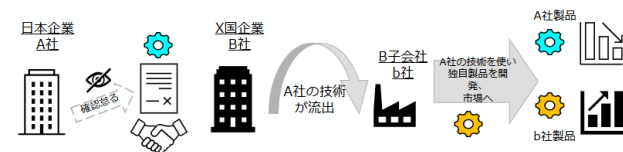
参考資料 技術流出対策チェックリスト

【失敗事例】

第1章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策 0. 技術流出事例

Case 1 : ライセンス契約先からの技術流出

- 日本の中堅企業A社は、X国企業のB社に対する技術供与のライセンス契約を締結した。
- しかし、A社は国際展開に不慣れだったため、B社が説明するX国の法制度や商慣行を鵜呑みにし、契約内容の精査を怠った。また、B社に対する監視を含め、技術流出対策については特段の対応を行っていなかった。
- 数ヶ月後、B社の子会社であるb社が、A社の技術を使用し、独自製品を開発していることが発覚。A社は抗議したが、B社は「契約の範囲内」と主張。
- A社は深く間にシエアを奪われ、契約解除を進めたが、法的手段を講じても既に取り返しづかぬ状況になってしまった。



※ p20「相手国の制度の確認」、p23「情報管理体制等に関する取引先DDの実施」、p26「提供する技術の内容等の明確化」、p27「技術情報の取扱いに係る遵守事項の明確化」、p34「技術情報提供後の情報管理の徹底」、p42「技術の特徴等に応じた適切な知的財産戦略」

【対策事例】

第1章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策 1. 計画前・計画段階において取り組むべき事項

1. ① コア技術の特定

- 生産拠点の海外進出を検討する際に、どの範囲で技術提供するかは、経営戦略上の重要な判断。輸出管理の対象技術に留まらず、自社の重要技術（コア技術）を安易に海外に移転しない。経営戦略上、海外に移転すると判断する場合は、技術流出対策の一層の徹底が必要。流出対策に自信が持てないまま短期的な利益を追求すると、長期的には競争力を失うことに繋がりがねない。
- いずれの方針を取るにしても、正しくコア技術を特定することが前提。これを誤れば、意図しない技術流出を招き、ビジネスを毀損してしまうおそれもある。

対応策の例

- ① 自社の競争力の源泉が何であるかを改めて確認する
 - 自社の製品がどのような市場において評価されているかを把握する。
 - その上で、当該競争力は、どのような要素技術によって実現されているかを分析し、コア技術として特定する。
 - 当該プロセスに、現場の技術者も関与させることで、組織全体の意識醸成に繋がることも期待できる。
- ② コア技術の優位性・重要性を確認する
 - 輸出管理の対象であるかに関わらず、優位性や重要性が高いコア技術は、特に阻むべきであることを認識する。
 - 特定されたコア技術が、他企業、特に進出先の国において容易に開発される技術であるか否かを検証する。併せて、市場における将来性やサプライチェーン上の重要性・不可欠性（リソースを必要とする唯一無二の技術か）を確認する。また、自社が当該技術を持するに至る経緯（投入した労力や費用、技術開発に至る研究開発活動の独創性など）の確認も有用である。
- ③ コア技術が、どの様に存在しているかを確認する
 - コア技術が、どこに、どのような形態で存在するかにより、自ずと管理手法も変化していく。設計図面、配合比率データ、技術者の経験ノウハウ、カスタマイズした製造装置に体化しているかなどを把握する。また、コア技術の存在する形態に応じて、当該技術に接する立場にある役員員の範囲や地位等も確認する。



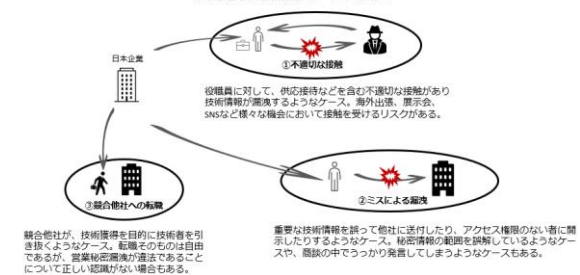
【警戒事例】

第2章 人を通じた技術流出への対策

第2章が想定する技術流出のケース

- 第2章では、役員による技術情報の持ち出し（不正の目的に限られない）による技術流出への対策や、優秀な技術者の転職によって技術優位性を失うような場合への対策を記載している。なお、いわゆる正社員（管理職含む）に限らず議論ではなく、役員、派遣従業員、出向者、退職者など、広く自社の技術情報に関わる人物を想定している。

<人を通じた技術流出ケース（例）>



総合会社Aが、技術獲得を目的に技術者を引き抜くようなケース。転職するものは自由であるが、営業秘密漏洩が違法であることについて正しい認識がない場合もある。

重要な技術情報を誤って他社に送付したり、アクセス権のない者に開示したりするようなケース。秘密情報の範囲を誤解しているようなケースや、関係の中でうっかり発言してしまうようなケースもある。

【チェックリスト】

参考資料 技術流出対策チェックリスト（第1章）

チェック項目	チェック
1 計画前・計画段階において取り組むべき事項	
① コア技術の特定	● 自社の競争力や技術優位性などを考慮して、コア技術を特定・分析しているか？ ● コア技術がどのよう存在しているか確認しているか？
② 日本社内の情報管理体制の整備	● 情報管理規程を策定し、社内研修を実施しているか？ ● 最新情報を規程や研修の内容に反映しているか？
③ 相手国の制度の確認	● 技術流出対策の観点から、相手国の制度の確認・リスク分析を行っているか？ ● 現地情報や法制度以外のルール・慣行も確認しているか？
④ 相手国の技術的関心の確認	● 社内統一的な情報資産・分析体制を整備しているか？ ● 公的機関等との連携等を通じて、相手国の技術的関心を確認しているか？
⑤ 相手国の労働法制・慣習・雇用情勢等の確認	● 法令遵守の観点から、相手国の労働法制を把握・理解しているか？ ● 労働法制に限らず、労働慣習等も確認し、社内規程や研修等に反映しているか？ ● 相手国の雇用慣習も考慮して、移転する技術の範囲を見極めているか？
⑥ 情報管理体制等に関する取引先DDの実施	● ヒアリングや現地視察等によって、取引先の情報管理に関するデューデリジェンスを実施しているか？ ● 財務健全性やコンプライアンス遵守状況に関するデューデリジェンスも実施しているか？ ● 情報管理が自社の水準に達していない場合、必要な情報管理体制の整備が完了してから契約しているか？
⑦ ステークホルダーに対する事前説明	● 契約内容を確認した上で、海外技術移転の規模等も考慮し、技術流出リスクと対応状況を丁寧に説明しているか？

- 産業界の経済安全保障に対する意識は徐々に高まっているものの、**具体的に何をすればよいか分からない**との声が多数聞かれたため、参考事例集として「**民間ベストプラクティス集**」を2023年に策定。
- 企業における技術流出対策を更に強化していくため、企業ヒアリングや、産業界・労組・学識経験者等による研究会での議論を踏まえ、ガイドンスの内容を拡充・体系化することにより、企業に**義務を課すものではなく、選択肢を示す**ものとして、「**技術流出対策ガイドンス**」を策定（令和7年5月）。
- 企業における**国内外との共同研究**や**共同開発・調達時のすり合わせ等の連携**を行う場面での技術流出対策に関するニーズが多く聞かれていることを踏まえ、これらの内容を網羅すべく、ガイドンスの改訂（第2版）に向けた検討を開始。

【技術流出対策ガイドンス第1版】

目次

- 第0章 はじめに
 - 1 本ガイドンスの目的等
 - 2 意図せざる技術流出が生じうるケース
- 第1章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策
 - 0 技術流出事例
 - 1 計画前・計画段階において取り組むべき事項
 - 2 契約締結時に取り組むべき事項
 - 3 海外事業の実施段階において取り組むべき事項
 - 4 撤退・契約終了時に取り組むべき事項
 - 5 その他の取組事項
- 第2章 人を通じた技術流出への対策
 - 0 技術流出事例
 - 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
 - 2 技術流出した場合に取り組むべき事項
 - 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項
 - 4 その他の取組事項

参考資料 技術流出対策チェックリスト

【第2版での検討の視点】

共同研究を通じた技術流出への対策

- イノベーションの実現のためには、**異なる国や組織との共同研究**によって、知識・技術の伝搬を促し、**企業のイノベーションを推進**していくことが重要。
- 経済安全保障上の観点でも、先端技術分野におけるイノベーション力を発揮し、わが国の「**技術優位性**」を磨き上げ「**不可欠性**」まで強化することは重要な課題。
- 一方で、共同研究の過程では、企業にとっての「**秘密**」がある中で、**他組織、さらには他国との技術の共有**が想定されることから、技術流出リスクが高い行為であると考えられ、その**テーマ・内容、パートナー等に応じた、適切なマネジメント**が重要。

すり合わせを通じた技術流出への対策

- 製品の性能や品質を最大化するためには、個々の部品調達に関わる組織間での最適化に向けた相互調整（いわゆる「**擦り合わせ**」）が極めて重要。伝統的に**企業とサプライヤーの緊密な連携**によって他国には真似が出来ない品質を生み出してきたわが国製造業の「**お家芸**」の分野。
- 擦り合わせは、営業秘密を含め、さまざまな**技術情報の共有が行われる**ことから、**技術流出のリスクが高い**。海外拠点も含めて行われていることから、「**擦り合わせ**」の内容等に応じて**適切なリスク軽減措置を組み合わせていく**ことが必要。

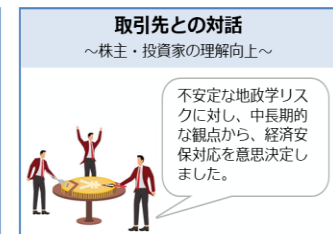
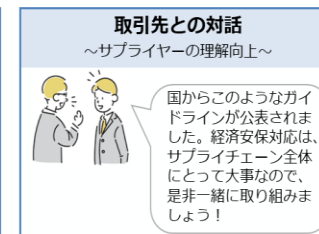
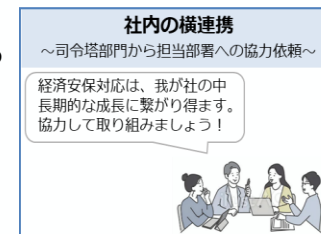
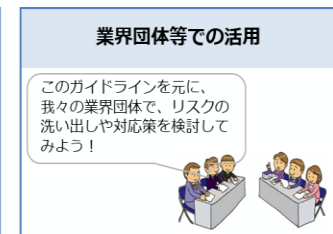
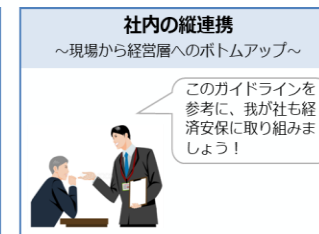
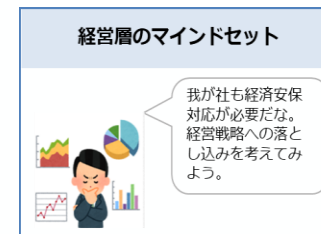
(4) 経済安全保障経営ガイドライン (第1版) の策定

- 企業を取り巻く国際環境は、国境を越えた効率重視の自由な経済活動が進展したグローバル化の時代から、**地政学的リスクを踏まえた対応が求められる**時代に突入
- 我が国の経済安全保障の実現には、産業・技術基盤の主体である民間企業自身が、**自社の自律性・不可欠性を高めていくことが重要**であるが、実際には、自社の経済安全保障の取組がコストになる、と企業からの声もあがる
- しかし、経済安全保障リスクが高まる中においては、**供給安定性やセキュリティの堅牢性**等も考慮した製品・サービスの供給や開発が価値を生み、**新たなビジネス機会の拡大**へと繋がり得る。また、**自律性を高める**上では、社内の各部門のみならず、サプライチェーンにおける上流から下流に至る各企業が認識を共有しつつ、取組を進める必要がある
- **今回のガイドラインは、経営層がこれらの取組を経営戦略として考え、実行する上での推奨事項としてまとめるもの。**今後も国際情勢や経済安全保障政策の動向に応じて、**継続的に改訂を図る**

ガイドラインの構成

1. はじめに
2. 基本方針
 - 位置付け、想定企業、対象者、内容と範囲
3. 経営者等が認識すべき原則
 - ① 自社ビジネスを正確に把握し、リスクシナリオを策定する
 - ② 経済安全保障への対応を単なるコストではなく、投資と捉える
 - ③ マルチステークホルダーとの対話を欠かさない
4. 個別領域における取組の方向性
 - ① 自律性確保の取組
 - ② 不可欠性確保の取組
 - ③ 経済安全保障対応におけるガバナンス強化

活用例 (イメージ)



(5) 経済安全保障と独占禁止法に関する事例集について

- 2025年4月の有識者会議において、経済安保の観点から行う事業者間の情報交換、連携、再編などについて、法務部や弁護士が保守的な判断を下す傾向とあいまり、カルテル違反や企業結合規制への抵触といった独禁法上の漠然とした懸念があるという課題が提起された
- 上記を踏まえ、2025年11月20日、公取・経産省・国交省が、経済安全保障の観点から実施する行為（15事例）について独禁法上の考え方を示した「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」を公表

事例②：流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換

日本が優位性を持つ技術について、国内同業者間で当該技術分野の海外流出を防ぐべき技術の範囲に関して情報交換を行う事例

- 技術やノウハウの種類、範囲について、情報交換・共有すること自体は、独禁法上問題とならない

事例⑥：重要原材料の調達に関する情報交換・共同調達

重要原材料について、調達途絶が発生した場合（緊急時）又はその蓋然性が高いと政府が認めた場合に、国内事業者間で代替調達先等の情報交換及び共同調達の検討・実施を行う事例

- 経済安全保障の確保を目的に重要原材料の不足が深刻な期間に限り、事業者間で必要な情報に限り情報交換を行い、必要な共同調達を行うことは、独禁法上問題とならない

事例⑭：国内で寡占的な複数事業者の統合・合併

造船などグローバル市場での競争に晒され、国内企業個社では、生産効率の維持等ができない状況において、国内で寡占状態にある企業同士が統合・合併する事例

- 造船業については、海外に有力な競争者が存在し競争に与える影響は大きくないと評価できる場合は、独禁法上問題とならない

(参考) 「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」における想定事例

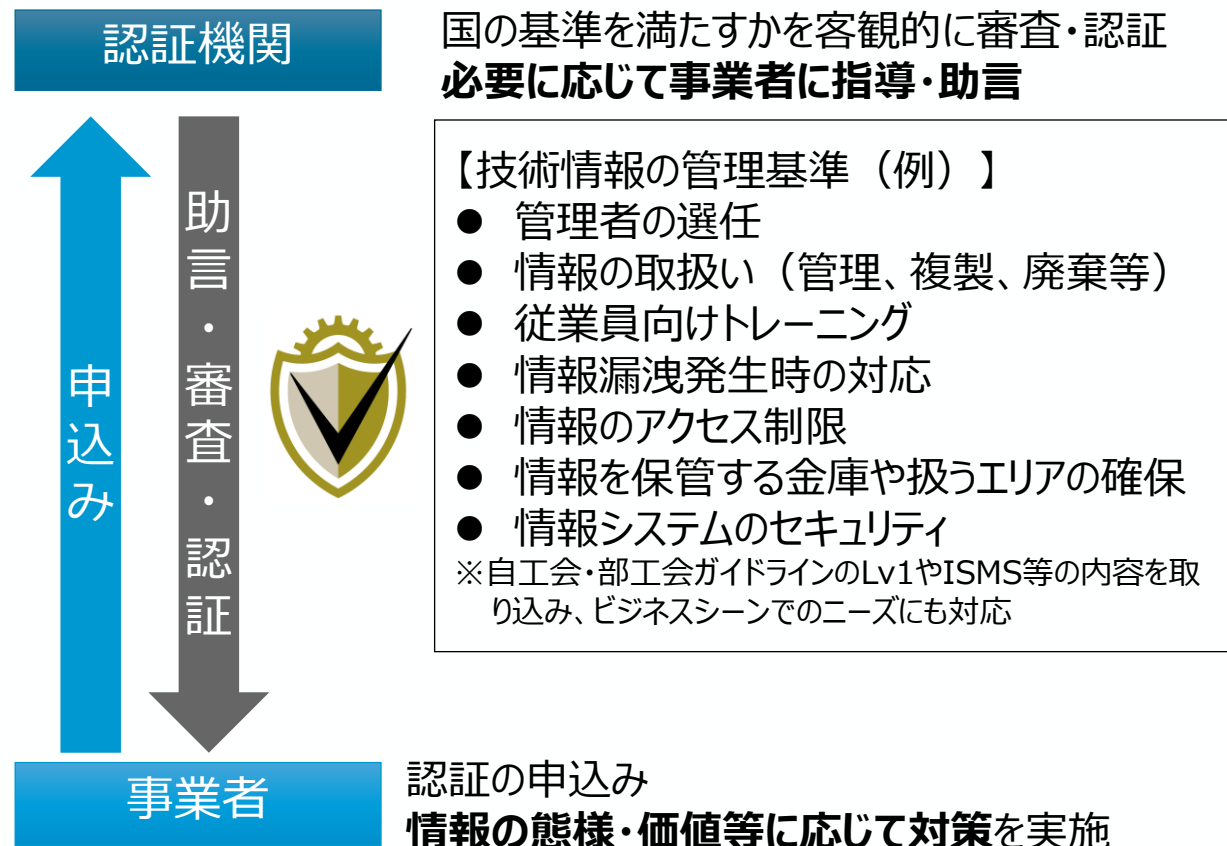
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務提携・買収提案に関する情報交換(事例①) ex. 電子機器や高機能素材等 ・流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換(事例②) ex. 電子機器や高機能素材等 ・アンチダンピング申請に関する情報交換(事例③) ex. 金属 ・市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換(事例④) ex. 自動車内燃機関部品 ・市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換(事例⑤) ex. 素材産業等 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">企業結合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寡占市場における企業結合(事例⑨) ※事例①⑥⑦の発展事例 ex. あらゆる新工ネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品 ・市場が縮小する事業に関する統廃合(事例⑩) ※事例⑤の発展事例 ex. 素材産業等 ・過剰供給市場におけるポートフォリオ調整(事例⑪) ex. 素材産業等 ・事業の安定性・持続性を考慮した業界再編(事例⑫) ex. あらゆる新工ネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品 ・競争力を維持・確保するための統合・合併(事例⑬) ex. 造船・船用工業 ・国内で寡占的な複数事業者の統合・合併(事例⑭) ex. 造船・船用工業
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">共同行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要原材料の調達に関する情報交換及び共同調達(事例⑥) ex. 他国からの輸入に依存している原材料(重要鉱物等) ・供給が限られる製品等の川下市場への配分(事例⑦) ex. 他国からの輸入に依存している原材料(重要鉱物等) ・競争力を維持・確保するための共同行為(事例⑧) ex. 造船・船用工業 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他社との共同研究開発の制限(事例⑮)

事例集本体はこちら

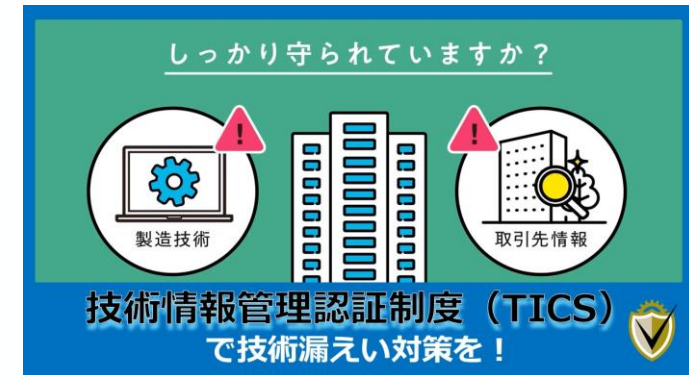
<https://www.meti.go.jp/press/2025/11/20251120001/20251120001.html>

(6) 技術情報管理認証制度 (TICS)

- 技術流出対策や情報管理を進めるには、社内ルールの策定や体制の構築、情報アクセス制限の付与など、包括的な対応が必要。他方、経営資源に限りがある中小企業には、自社のみで取組を進めることが難しいとの声も寄せられていた。
- 国が設けたTICSでは、企業は認証機関の指導・助言を受けつつ、体制整備等に取り組み、その状況が客観的に審査・認証される。企業の対策を、取引先等に示すことが可能となり、取引先からの信頼性も向上。



◆ YouTubeで概要動画を公開中！



アクセスはこちら

https://www.youtube.com/watch?v=I_PsdxU1jb2I



◆ 技術情報管理認証制度の詳細は ウェブページをご覧ください

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/index.html



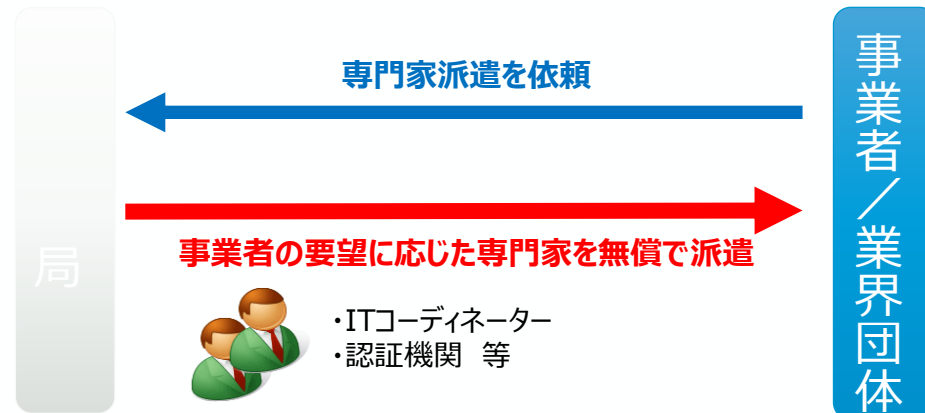
(参考) 技術情報管理のための専門家派遣事業

適切な技術情報管理を促進するため、認証機関及び事業者への支援等を実施。

認証取得を検討する事業者等への支援として、情報セキュリティの専門家を無償で派遣し、守るべき情報の見極めや具体的な情報セキュリティ手法をアドバイス。

【2024年度利用実績：延べ90回】

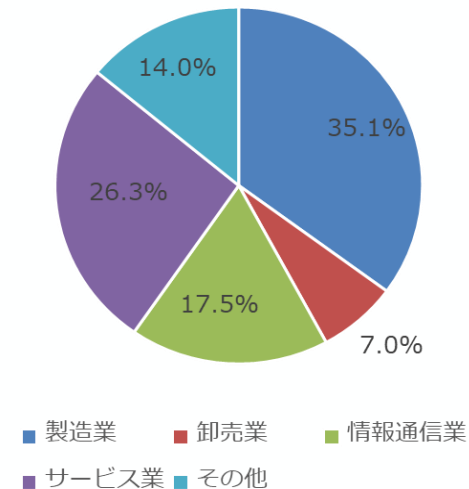
専門家派遣事業の流れ



<支援内容例>

- (1) 守るべき情報の特定
- (2) 情報セキュリティ、認証取得に係るアドバイス ほか

2024年度の派遣先事業者等の業種



2025年度専門家派遣事業は2025年8月18日より開始しています。

以下の認証制度HPよりお申込みいただけます（上限に達した場合、締め切られる可能性があります）

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/page04.html

※2026年度の専門家派遣事業も、2026年度予算の予算成立が前提となりますが、追って公募を開始する予定です。

(7) 個別の相談にご関心の方：INPIT知財戦略エキスパートのご紹介

実践感覚を持った企業出身の「知財戦略エキスパート」が、「教科書」には載っていない知財活動のリアルな現場で培った豊富な専門知識・ノウハウを活かして、知財を活用した海外展開や営業秘密管理、大学・スタートアップにおける知財経営戦略策定や産学連携推進など、皆様の課題解決をサポートします！

営業秘密支援窓口

✓相談無料！ ✓全国各地へ訪問可能！

中小企業等の皆様に対し、技術ノウハウ、商品アイデア、顧客情報といった秘密情報の抽出や管理ルールの整備、社内セミナーの実施等の支援サービスを提供する専門窓口です。

(海外展開知財支援窓口/アカデミア知財支援窓口/スタートアップ知財支援窓口もINPIT本部に設置)

相談例

- 営業秘密に関する**管理体制を構築したい**
- 営業秘密の**漏えい・流出事案への対処方法を知りたい**
(要望に応じて警察庁と連携可能)
- **情報セキュリティ対策を強化したい**
(要望に応じて情報処理推進機構 (IPA) と連携可能)
- **権利化／秘匿化の判断や、それらを組み合わせた知財戦略を知りたい**



営業秘密支援窓口

<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradeseecret/madoguchi.html>

支援依頼Webフォーム

https://www.inpit.go.jp/form/gippd_inquiries.html

